

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第17回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成19年11月5日（月）午後1時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，佐伯照道，佐々木茂美，三浦正晴，三井誠（委員長）

（庶務）新屋大阪高裁総務課長，園田大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）小野大阪高裁事務局長

4 議題

(1) 第29回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について

(2) 収集した判事の再任等候補者の情報の取りまとめについて

(3) 日程その他

5 議事

(1) 第29回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について

庶務（新屋大阪高裁総務課長）から，第29回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における協議結果について報告があった。

(2) 収集した判事の再任等候補者の情報の取りまとめについて

庶務から，大阪地域委員会の依頼に基づき地域委員会に直接提出された情報並びに近畿弁護士会連合会及び第一東京弁護士会を經由して提出された情報について報告があった。

提出された情報について，以下のとおり検討された。

ア 直接地域委員会に提出された情報について

直接地域委員会庶務に提出された情報の取扱いについて，次のとおり審議された。

(ア) 具体的事例について

- ・ 主として，過去の事件の量刑の当否や，期日指定についての不満が記載された情報について，指名の適否に関する特段の情報といえるかが議論になったが，これらの情報も，当事者の立場から見た裁判官の公平らしさに対する疑念の表れであると考えられるので中央の委員会に送付すべきだとの意見が出された。

- ・ 裁判官の人事評価に関する資料として既に提出済みのものと同内容の情報を記載しているものがあり，その取扱いについて議論になったが，それ自体，制度上許されないものではなく，中央の委員会に送付

すべきだとの意見が出された。

- ・ 個別の裁判官の再任の適否に関する情報に付加して、弁護士会の行った段階評価式アンケートの取扱いに関する一般的意見を記載したものの（2通）について、再任の適否に関する情報とは性質を異にするものであり、当該部分については、中央の委員会には送付することを要しないとの意見が出され、他の委員からも異議は述べられなかった。

協議の結果、提出された情報のうち、具体的事例の記載を離れて、裁判官の段階評価式アンケートに関する意見を記載した部分を送付しないこととしたほか、いずれも適格な情報として中央の委員会に送付することとされた。

イ 近畿弁護士会連合会（以下「近弁連」という。）を經由して提出された情報について

近弁連を經由して提出された情報の取扱いについて、次のとおり審議された。

(ア) 具体的事例について

- ・ 顕名でない情報について、地域委員会庶務で確認した結果、提出者が特定され、同一人が提出した同一裁判官に対する情報ではあるが、対象期間を異にする別の情報であるとの回答があった旨、庶務から報告があった。これに対して、中央の委員会への送付に当たっての適格性について問題はないとの意見が出され、他の委員からも異議は述べられなかった。
- ・ 専ら裁判の結果に対する不満を述べるに過ぎないものについて、情報としての適格性を欠くので、中央の委員会に送付すべきではないとの意見が出された。
- ・ 「判決文中に当該担当者の職歴を卑下するような表現をした。」との記述のある情報について、出された書面だけでは、その意味内容が明らかでないので、具体的内容を明らかにするよう、地域委員会委員長名義で情報の提出者に照会すべきとの意見が出された。

協議の結果、提出された情報のうち、専ら裁判の結果に対する不満を述べるものであって情報としての適格性を欠くもの1通を中央の委員会に送付しないこととしたほか、記載の具体的内容が明らかでないもの1通について、提出者に対して、資料を添付して具体的内容を明らかにするよう地域委員会委員長名の書面により照会し、その結果を踏まえて委員長に取扱いを一任することとされた。その余については、従前の方法で中央の委員会に送付することとされた。

(イ) 段階評価式のアンケートについて

次のような意見交換があった。

- ・ 段階評価式アンケートの対象裁判官の中には、具体的事例を寄せられている者もあり、両者相まって意味のある情報として捉えることができる。例えば、具体的事例を挙げてマイナス評価をされている裁判官についても、アンケート回答では、よい点数評価を受けているなどのことが分かり、中央の委員会に送付する意義が認められるので、送付すべきである、もっとも、一部匿名で提出しているものがあり、当該部分は除外すべきである。
- ・ 指名諮問委員会の役割は、司法制度改革審議会以来の議論においても、再任が適当でない裁判官についての、いわゆるネガティブ・チェックを行うことであり、地域委員会はその判断のための情報収集を行うものである。したがって、具体的なケースの日時、場所が特定されないアンケート方式による情報は、そのための情報としての適格性を有しないから、中央の委員会に送付しないのが相当である。
- ・ 個別の具体的事例と、アンケートの回答を等価値のものとは見ることができない。
- ・ アンケートは、根拠となる事実が明らかでないにもかかわらず、評価だけが記載されていることから、漠然とした印象が先行したり、評価者の主観だけの評価となりかねず、現場の裁判官にとっても徒に不安や不信感をあおるおそれがある。
- ・ アンケートを提出しているのは、数からすればごく一部の弁護士であり、それぞれ評価の視点も異なることを考えると、情報としては偏ったものであるおそれがあり、その意味からも中央の委員会に送付するのは相当でない。
- ・ 中央の委員会からは「段階評価式アンケートによる情報収集は相当でない」という考え方を示されているところであり、中央の委員会には送付すべきでない。
- ・ 従前からの中央の委員会の意向や、当地域委員会での議論を踏まえれば、今回、特に事情を異にするような特段の状況にはなく、中央の委員会には送付しないという従前の方針を維持すべきである。

協議の結果、段階評価式アンケートについては、中央の委員会に送付しないこととされた。

ウ 第一東京弁護士会を經由して提出された情報について

第一東京弁護士会を經由して提出された情報の取扱いについて、次のとおり審議された。

(ア) 具体的事例について

- ・ 訴訟指揮等，判決理由，その他の各項目について，単に，「特に問題点なし」との記載しかないものについて，記述の具体性という点で問題があるが，あえて排除すべきとまでは言えないとの意見が出された。

協議の結果，すべての情報を中央の委員会に，近弁連を經由した情報と同様の方法で送付することとされた。

(3) 日程その他

今後の日程等について

次回の地域委員会は，平成20年下半期の再任等候補者及び平成20年10月採用の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり，その期日については，平成20年2月25日（月）午前10時から開催されることとなった。

（以上）